

週休2日制適用工事 実施要領

(主旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正に伴い示された、公共工事の品質確保のための担い手の育成・確保を図るための取り組みの一つとして、受注企業の現場代理人及び主任技術者・監理技術者（以下「技術者等」という。）と工事現場の労働者を週に2日間休日とし、同時に工事現場を閉所とすることにより、企業や入職予定者を含む労働者に対して、労働環境の改善に取り組む意識を促進させるとともに、建設業の完全週休2日制普及に向けて「週休2日制適用工事」（以下、「適用工事」という。）の実施にあたり必要となる事項を定める。

2 この要領は、山梨県農政部が発注する工事に適用する。

(入札公告、特別仕様書の明示)

第2条 発注機関の長は、適用工事を実施する場合は、「発注者指定型」又は「受注者希望型」のいずれかとし、入札公告及び特別仕様書において「適用工事」であることを明示する。

発注者指定型：発注者が、週休2日（4週8休）に取り組むことを指定する方式

受注者希望型：受注者が、週休2日（4週8休）に取り組む旨を選択する方式

①（総合評価落札方式）

受注者が、参加申請書受付締切日までに、「適用する」・「適用しない」を選択し、宣誓するもの。

②（一般競争入札落札方式）

受注者が、工事着手日までに、週休2日の取り組みの有無を協議したものの。

2 発注機関の長は、前項の規定によらず発注した工事において、契約後、受注者から工事着手日までに実施する旨の協議がなされた場合は、協議により適用工事にすることができるものとし、その取り扱いは、一般競争入札落札方式で発注された受注者希望型と同様とする。

(対象工事)

第3条 適用工事の対象は、原則として、1千万円以上の一般競争入札落札方式及び総合評価落札方式で公告する全ての工事とし、発注者指定型及び受注者希望型の適用区分については、別に定めるものとする。

- 2 以下のいずれかに該当する工事は、適用工事の対象外とすることができる。
 - (1) 現場施工が1週間未満の工事
 - (2) 災害復旧工事のうち、緊急を要する工事
 - (3) 現場条件や完成期日等、施工条件の制約が厳しい工事

(週休2日の取組内容)

第4条 適用工事の受注者（以下、「受注者」という。）は、土地改良事業共通仕様書に定める工事着手の日から現場作業が完了するまでの間（ただし、年末年始の6日間、夏季休暇3日間は除く。）、受注企業の技術者等及び下請企業を含む工事現場の労働者を週に2日間、一斉に休日とすることに努めるとともに、労働環境にも配慮する。

- 2 受注者は、前項で定めた休日において、事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態（以下「現場閉所」という。）とし、週休2日制現場閉所（計画・実施）書（参考様式-1）に現場閉所日を示し発注者に提出する。なお、この現場閉所日は原則として土曜日及び日曜日とするが、受注者の意向により別の日に定めることもできる。
- 3 受注者は、最終の現場閉所後速やかに「適用工事」の取組実績について、第2項の（参考様式-1）及び週休2日制現場閉所実績集計表（参考様式-2）に記載して発注者に提出し、確認を受けるものとする。
- 4 受注者は、対象期間中、作業状況や天候等で現場閉所日を変更する場合は、振替休日等を設定し、事前に発注者に連絡する。
- 5 受注者の責によらず工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、「建設工事標準請負契約約款」第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。また、発注者は受注者から工期の延長請求があった場合は、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき、適切に対応するものとする。

(周辺住民への周知)

第5条 受注者は、工事現場の公衆の見やすいところに、適用工事であることを記載した掲示をする（A3版程度）。

(工事成績評定)

第6条 発注者は、第4条で定める受注者の取組に対し、別表「適用工事の取組に対する考査項目」により評価する。

2 発注者指定型の工事、及び総合評価落札方式の受注者希望型において適用を宣誓した工事では、第4で定める取組内容が4週6休未満である場合は、3点を減ずる。

(費用の計上について)

第7条 費用の計上については、農政部長が別に定める取り扱いによる。

(総合評価落札方式に関する事項)

第8条 山梨県が発注する総合評価落札方式の工事に関する評価方法等は、「山梨県建設工事総合評価実施要領」に基づき実施するものとする。

附 則

1 この要領は令和5年5月1日から適用する。

2 この要領の適用に伴い、完全週休2日制を確保する工事の試行要領（令和2年5月27日付耕第539号）は廃止する。

3 2による廃止前の要領に基づき実施した工事については、なお従前の例による。